

令和6年度 第3回 たちかわ市民交流大学企画運営委員会議事概要

日 時：令和6年11月5日（火）午後6時～8時5分

場 所：立川市役所 209会議室

出席者：宮本直樹、秦範子、岡田慶子、能村貞明、長原法子、尾崎芳典、坂本澄子、萩本悦久、
広瀬俊夫、齋藤真志

事務局：庄司康洋（生涯学習推進センター長）、牧野三枝子（市民交流大学係長）、
加藤裕史（同係職員）、石井孝（同係職員）

《当日配付資料》

- 令和6年度第3回立川市生涯学習推進審議会会議録【取扱注意】
- 令和6年度第4回立川市生涯学習推進審議会会議録【取扱注意】
- 前回議事概要（案）
- 令和3～6年度 たちかわ市民交流大学事業方針（令和5年度まとめ案）
- 令和5年度 たちかわ市民交流大学 公募型団体企画型講座事業実施報告
- 令和7（2025）年度実施分 団体企画型講座募集のしおり（案）
- 今後の企画運営委員会スケジュール
- 令和6年度会議開催日（確定版）
- 第7次生涯学習推進計画 生涯学習施策の体系（案）
- 第67回立川市民文化祭

1. 委員長あいさつ
2. 資料の確認
3. 前回議事概要（確定版）の確認
4. 報告

（1）各委員からの報告

①市民推進委員会

- ・ A委員：前回お話ししました認知症の講演会は受講者133名、スタッフ・関係者が16名で、約150名の参加があり、高齢者だけでなく全世代から参加されていました。来年度の4月～6月の講座、講演会の審議が始まっていて、講演会については5つ素案が出ています。2024年度は35講座、回数73回の見込みです。委員、サポーターが減ってきていて、市報11/10号ときらり・たちかわ冬号で委員等の募集記事を載せます。
- ・ B委員：次回発行のきらり・たちかわ冬号を先日入稿しました。特集記事は、「病気・障害と共に生き、仲間と共に働く場」ということで、市内にある障害者施設2か所を取材しました。1つは「キッチンさかえ」で高次脳機能障害の方が働いているところで、もう1つは「立川福祉作業所」で南口にある一階がパン屋になっていて評判が良いとのこと。
- ・ C委員：第18回総会の日程を、第一候補4月30日、第二候補5月8日で考えています。

②文化協会

- ・ D委員：市民文化祭のパンフレットを配布しました。9月～来年3月までの開催になっています。昨日はお囃子の公演が終わりました。9・10日に展示、来年2月に公演があります。前回お話しした市民歌のことをB委員からお話いただけますか。
- ・ B委員：きらり・たちかわ春号にも書きましたが、立川市民歌は正式には制定されていません。

多摩地区 26 市のうち 20 市くらいは正式に市民歌を制定していますが、立川市民歌は市の正式ものにはなっていないです。歌っていただく際には、正式な市の歌にはなっていないということをご理解して欲しいです。議会で取り上げられたこともありますが、正式なものにはなりません。

③アイム登録団体

- ・ 10 月 6 日にアイム 30 周年記念の基調講演「少女マンガの過去と未来～30 年の変容を考える」があり、とても面白い内容で良かったです。参加者もホール満員ではありませんでしたが、それなりにいらっしゃいました。エクセルの講座は 6 名で人数は少なかったですが、30 代・40 代の方が受講されとても熱心に学んでいて良かったと思います。

④公募委員からの報告

- ・ E 委員：サークル等で高齢者が多いところで、引継ぎが上手くいっているところと上手くいっていないところがあり、何とかならないかと思っています。国立音楽大学の演奏祭に行ってきましたが、今年はさらに充実していて良かったです。

⑤H 委員からの報告

- ・ 令和 7 年度の予算編成が始まっていて、生涯学習推進センターでも予算要求しているところです。

(2) 事務局からの報告

①生涯学習推進審議会の議事内容

- ・ 会議録をお読みいただければと思います。後ほどお話しますが、第 7 次生涯学習推進計画のこと、評価部会での評価のことを記載しています。

5 議事

(1) 令和 5 年度たちかわ市民交流大学事業方針（まとめ）について

委員長：令和 5 年度のまとめでございます。事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 2-1 の令和 5 年度のまとめ案ですが、こちらは前回 9 月 24 日の会議でお示したものを、修正部分は黒字での確定とし、見え消しでの削除部分は削除をしています。前回ご意見を皆様にお願ひして、ご意見や修正案等をまとめたものが資料 2-2 になります。今日は資料 2-1 と資料 2-2 の内容を見比べながら、修正案等を 2-1 に反映していくかどうかをご審議いただいで、令和 5 年度まとめ案を完成させたいと考えております。

資料 2-2 の通し番号（4）等に◎がついていますが、この◎がついた項目はいただいたご意見等をもとに事務局の方で修正案を作成していますので、これをまとめ案に反映していくかどうかをご審議いただきたいと思います。まずは、資料 2-1 取組事項 4、「世代間交流の場づくり」について、「行政講座・団体企画講座で、講座内で交流できるような進め方をさらに増やす」というご意見を頂いたので、成果と課題のところに「団体企画型講座でも交流が促進できるよう、講座内で受講者が交流できるようなものを優先して採択していく。」というのを追加案としました。

委員長：いかかでしょうか。修正意見をいただいて、なじむように文章を作成したと思うのですが、事務局の追加案通りということで皆さんよろしいでしょうか（異議なし）。では、そのように修正をお願いします。

事務局：ありがとうございます。続きまして資料2-2（5）、まとめ案については資料2-1の5・6ページ目の取組事項6になります。修正案として成果と課題の「学校・学区コーディネーター」のところは「地域・学校コーディネーター」がよいのではないかというご意見をいただきました。

F委員：いつも固有名詞で「地域学校コーディネーター」と使っているので、抜けていますよということです。

委員長：それはどう考えてもそうですね。また、地運協は地域学校コーディネーターならびに学校とも交流すべきかということをご皆さんに確認したいです。地域学校コーディネーターは学校と地域とのつなぎ役なのでそのつなぎ役と交流するのをまず課題として、学校と直接というのはそのまた進化系、発展形という認識かどうかですね。

副委員長：取り組み状況みると、学習館によっては地域学校コーディネーターも地運協の委員に任命されているケースが、例えば幸学習館であります。そうではないケースに関して、地運協が地域学校コーディネーターともっと交流したほうが良いという案は以前からこの会議で出ていたと思います。おそらく後者ではないか、単純に「地域学校コーディネーター」と直すのが良いと思います。6ページの注釈8に「地域学校コーディネーター」の表記がありますので、中黒を取れば良いと思います。

F委員：単なる誤記の指摘です。

事務局：では、そのように修正させていただきます。続きまして資料2-1の7ページ目の取組事項8です。出前講座の件数は17件でなく18件でしたので、修正させていただきます。

委員長：これはよろしいですね、ありがとうございます。次をお願いします。

事務局：同じく取組事項8についてですが、いきいきたちかわ出前講座は固有名詞なので「」でくくったほうがわかりやすいのではないかというご意見いただきましたが、いかがでしょうか。

委員長：そうしましょうか。いきいきたちかわと、ひらがなが続いていますしね。「」かぎかっこで皆さんよろしいでしょうか（異議なし）。あと、取組事項のところも「」かぎかっこつけましょう。

事務局：では、取組事項8については、そのように修正させていただきます。次も同じく取組事項8です。「もっと市民にPRが必要ではないか」とご意見を頂きました。現在の「もっと市民にPRし活用を促すことが必要である。」を変更した方が良いか、ご意見をお願いします。事務局としては、この制度があり使いたい時に申し込めば講座をやりますということが整備されているのが大事で、表現としてはこのままで良いと考えておりますがいかがでしょうか。

委員長：意見くださった方もPRが必要だということをお願いしたいということですね。この通りでよろしいですね（異議なし）。はい、ありがとうございます。

事務局：取組事項9です。追加で「探究的・実践的学習を通して「よりよいまちづくり」を担う大人の市民講座を増やす。」と入れたほうが良いのではというご意見を頂きました。事務局でもともとある課題に追記して「傾聴講座等を各学習館で行い、人の話が聴き合える・「よりよいまちづくり」を担う市民を増やしたい。」と修正案を作成しましたがいかがでしょうか。

委員長：頂いたご意見を活かす方向でまとめてくださっていますが、どうしても分けたいとの思いがあれば再検討しますが、いかがでしょうか。

副委員長：修正案の傾聴講座は「」がついていませんが傾聴講座という名称の講座があるのであれば「」が必要ですね。

委員長：傾聴講座等にしてあるのですね。そもそも修正前の「傾聴講座」に「」をつけたのは強い意味はなかったのですね。傾聴講座とは別に固有名詞というわけではないですね。

副委員長：傾聴を促進する講座ということならかぎっこは要らないですね。

E委員：現在は年に1・2館でやっています。それよりももっと、各学習館で年に1回やればいいのかではと思います。

委員長：課題として、ここに記載する意味があるということですね。ではこの事務局の修正案でよろしいでしょうか（異議なし）。はい、ではそれで決定といたしましょう。

事務局：次の取組事項10については「行政も市民推進委員会も同じ内容・進め方で永年続けている講座をサークル等に引き継ぐことで全体の発展につながる。」とご意見頂きまして、現在の成果と課題の一番下の「趣味・実践的な講座は市民の初期の取り組みのきっかけづくりとし、講座後の活動はサークル等に引き継ぐ。」から変えた方が良いかをご審議頂けたらと思います。

委員長：元々あるものを肯定するご意見かなと思います。ではこの表現のまま残すということで、よろしくお願ひいたします（異議なし）。

事務局：続いて取組事項12です。ご意見として「団体企画講座も3年目は厳しく評価してマンネリを排し発展させる。」といただきまして、「同じ内容の企画が何回も実施されている。」を追加提案させて頂きました。現在の要綱では、1団体が連続して開催できるのは内容問わず4回までで、1年空ければ、また4回開催できるということになっております。ただし、補助金の交付は通算3回までです。受講者が集まる講座は市民ニーズがあるとも言えますので、回数制限は必要か慎重に検討したいと思います。今回は、「同じ内容の企画が何回も実施されている。」を課題として入れるかどうかご審議頂けたらと思います。なお、この後に来年度の募集について、皆さんのご意見を頂きたいと考えております。

E委員：実態としては、3・4年前まではほんの少ししか団体から団体企画型講座の希望が出てなくて、センターのほうから出してくれということでやっていたので、繰り返してやるということもあまり気にならなかったです。件数が増えてきたら、ここはきちっとしないといけないと思います。

委員長：そうですね。まずは、問題として取り上げていくかどうかですね。

副委員長：成果と課題の書き方ですが、修正案ですと現状説明だけなので、一步踏み込んで、「講座で回数制限は必要か慎重に検討する。」など対応を書かれた方がいいかと思います。

事務局：「～実施されており回数制限を検討する。」ではいかがでしょうか。

副委員長：現状の説明に留まらず、対応を書いていた方がいいと思います。

事務局：では、そのようにさせて頂きます。資料2-2(14)(15)はご意見で、事務局としての考えを載せさせて頂きました。次は(16)資料2-1の10・11ページですね。「成果と課題に大学との連携が入っていない」というご意見を頂きましたので、修正案として「市内の企業や団体、高等教育機関と連携し、多様な講座を開催することができた。引き続き、市内に多くある様々な団体等との連携を進めていく。」と修正案を出させて頂きましたが、いかがでしょうか。

委員長：そうですね、これはよく気が付いていただきました。そういう形で修正しましょう（異議なし）。

事務局：皆様に、事前にメールでお送りしたものは(18)までしか載っていませんでしたが、(19)(20)のご意見も頂いていたので、本日は掲載したものを配布しております。こちらについてもまとめ案を修正というものではないので、ご覧いただければと思います。では、今回修正す

るとしたものに関しては、資料2-1へ事務局で反映し、見やすいように整えて完成とさせていただきます。

委員長：よろしいですか、皆さん（異議なし）。はい、ありがとうございます。最後の最後までよく見て頂いてありがとうございました。これで確定とさせていただきます。

委員長：では議事の（2）「令和5年度公募型団体企画型講座事業実施報告について」よろしくお願ひします。

事務局：資料3をご覧ください。令和5年度の団体企画型講座の実施報告になります。12件の講座が開催されました。団体名、講座等そして一番右にこの団体が何回目の実施だったかが記載されています。また、例えばNo.3の立川謡曲会は実施回数は5回ですが、補助金は3回までしか受けられないので、実施財源として受講料を徴収しています。No.8の立川柳田国男を読む会は財源不要ということで初めての実施ですが補助金の交付を受けておらず受講料も徴収していません。以上になります。

委員長：皆様から何か、ご意見、ご質問はありますか。

F委員：団体企画型講座の会場使用料はどうなっていますか。

事務局：市民交流大学係が行政利用で会場を予約しますので団体の負担はありません。

委員長：会場を無料で使い、市報も使い、さらに補助金も出しているという事業ですね。その補助金を出しているところと出していないところの違いは何でしょうね。

F委員：要するに企画を出して通ると、会場費は無料で、チラシも印刷してくれるのですよね。

委員長：至れり尽くせりの制度ですよ。もっと応募があってもいい。

F委員：制度を知らない人がいるのでは。

E委員：補助金というのは、一律で幾らというのは決まっているのですか。

事務局：講座1回につき、最高1万円になります。経費の領収書を頂いていますので、例えば1回あたりの経費で講師謝礼として8千円掛かっていたら8千円、経費が12千円の場合は1万円が補助金額となります。経費は消耗品や印刷代でも良いですが、講師謝礼で補助金を申請している団体がほとんどです。講師は必ずしも外部から呼ぶ必要はなく団体のメンバーが講師となることも可能です。

委員長：講師謝礼としてお金が出る、いったん講師に受け取ってもらい、その後にそのお金がどう使われているかはまではわからない、そこまでは詮索しないということですね。補助金の上限は決まっているけど謝礼が1回くらいと決まっているということでないで、「私は講座の講師でこの金額です。」と言えば、この金額になるのですね。頂いた資料だけみると、これは受益者負担ではないかなというのも補助金になっている気がしますね。

事務局：補助金にするか、受講料徴収にするかは、3回まで補助金の交付を受けていない団体に関しては、団体の任意です。

委員長：他にご質問等あればどうぞ。

G委員：補助金を受け取り受講料も徴収することはできないのですね。

事務局：はい、できません。どちらかです。

委員長：ではいったん次の議題に進みましょうか。今のものに関連するかもしれませんが、（3）令和7（2025）年度実施分の団体企画型講座募集のしおりについてお願いします。

事務局：募集の際に募集のしおりを公開しまして、募集開始となります。今までの内容から変えた部分や、運用を明記した部分、記載例を含め、従来の4ページのものから増ページとなりました。

応募できる団体等は変わりません。1講座あたりの上限回数が6回から3回に変わっています。広く募集をして、より多くの団体さんにこの制度を使っていただきたいという思いです。ここが一番大きな変更点だと考えています。次に曜日と時間ですが、地域学習館で開催する講座は火～土の午前・午後、女性総合センターで開催する講座は月～金の午前・午後・夜間、いずれも祝日を除くとなっております、職員の勤務時間内とさせていただきます。ただ、夜間を希望する団体もあるかと思いますので、女性総合センターでは、夜間も開催可にしています。講座要件に「③団体・講師と意見が異なる他者を攻撃する内容を含むものではないこと。」を追加しました。一つの思想に対して、色々な意見があり自分の意見を述べることはいいのですが、他者を攻撃する内容は講座としてふさわしくないということです。また、「④講座を実施する際に、営利活動や受講者の連絡先（電話番号やメールアドレス、SNSのIDなど）の収集を行わないこと。」も追加しました。受講者の情報を収集しようとした団体があり、追加しました。「実施会場と募集講座」ですが、地域学習館と女性総合センターとしてあります。砂川学習館は7年度中も工事中ですので実施できません。今年度は練成館で合気道の講座もございましたが、社会体育につながっていくもので、見直しをしまして、センターの職員がいつでも対応できる地域学習館と女性総合センターでの開催でお願いしたいという形です。募集期間は令和7年1月7日（火）～2月7日（金）となっております。「募集のしおり」の整理に時間がかかり、例年より遅れたスケジュールとなっております。相談・受付時間につきましては、地域学習館では火～金曜日9～16時と土曜日9～11時です。女性総合センター1Fの生涯学習情報コーナーでは休館日の第3木曜日を除いた平日9～16時としています。いずれも祝日を除きます。事業の決定については、記載の通りです。補助金については、1団体につき事業補助は通算3回までとなっており、過去に実施した分も算定します。これは従来から変更ありません。ただし、1講座の上限を3回としましたので、1年度での補助金合計上限も3万円となりました。「事業補助の対象になる講座」「保育あり講座について」は記載の通りでございます。「講座の広報について」「講座チラシの作成について」「チラシの印刷について」「受講者の申込受付について」では、今までと同じ運用ですがこのしおりで説明ができるように作ってあります。「受講者の申込受付について」には「原則として「立川市電子申請ポータルサイト」に掲載する電子申請フォームによる受付となります。ただし、インターネットやスマホ操作に関する講座、受講生募集の際に対象者をシニア世代（おおむね60歳以上）に限る講座の場合は、電話のみの受付とすることも可能です。」としてあります。講座の受講者の申込用サイトを立川市で作りますので、募集する方は電子申請で申込をしてくださいというものです。ただし高齢者対象の講座は電話受付を可能としております。電話ですと電話番号やお名前の聞き間違いもあり、電子申請をメインにしていきたいと考えております。8ページ、9ページはご覧いただければと思います。10ページに別紙だった記入例をしおりに綴じこみました。以上がしおりの案としての説明でございます。従来の広報に合わせて生涯学習推進センターの公式Xなども使って、しっかり周知していきたいと思っております。皆様のご意見を頂戴したいと思います。

委員長：ありがとうございます。皆様からご意見、ご感想何でも結構です。

F委員：受講者の申し込みが電子申請ですよね。件数を越えた場合はどうなるのですか。

事務局：電子申請には、何件まで受付しますということをシステムで設定できまして、それを越えた場合は「この講座の申込は定員に達したので、受付を終了しました」という旨のメッセージが表示されます。

F委員：ということは早い者勝ちですか。

事務局：そうですね。現在も電話で先着順で受け付けていますので早い者勝ちで変わりありません。

F委員：ガニガラ田んぼの募集は申込が多くて、受付した後に抽選をしていると聞いています。

事務局：募集の際には市報に、申込順なのか、抽選なのかを掲載してあります。抽選にすると実施日の何営業日前には募集を締め切り抽選をし、当落の通知を発送する必要がありますが、事務処理上対応できないので団体企画型講座での実施は考えていません。

F委員：年配の方はどうしていくのでしょうか。

事務局：対策として「市の講座に申し込むための講座」というのを考えております。

F委員：申し込みができない方からの苦情はないのですか。

事務局：出てくる可能性はあると思います。その場合は電話で受けて職員が代わりにシステム入力することは考えています。ただ、あまりそれをやっても公平性が保てないので、明らかに高齢者が多いと見込まれるものについては電子申請でなく電話受付も考えています。実は今年度から東京都の力を借りたりして、各学習館でスマートフォン操作の講習もやっております。

副委員長：障害者への合理的配慮はどうなっていますか。

事務局：確かにそうですね、シニアだけではないですね。ありがとうございます。

H委員：申込方法を原則電子申請にといいところで、先ほど報告があった5年度の実績をどういう風に整理し、7年度に変更をするにあたって事前の準備をしていますか。電子申請で使用しているLogo フォームというツールの話がありましたが、電子申請自体は以前から共同運営での電子申請もあったかと思うのですが、取組状況で特に利用者サイドに不自由や不便などの課題があるのかなのかを教えてください。

事務局：団体企画型講座は令和5年度に電子申請を使用した事例はなかったです。今年度は10件の講座の実施がすべて終了していますが、1講座のみ電子申請で受付したものがありませんでした。その講座は最後には定員が埋まりましたが、初日に申込が殺到するということはありませんでした。

事務局：団体企画型講座ではないのですが、以前実施していた文化講演会では、電子申請と往復はがきでやっていました。定員オーバーした場合は抽選でした。

H委員：民間の取組では電子申請のみは当然あると思いますが、公でやる場合は障害者向けの対応も含めて、少し補完するようなことがないと、なかなか厳しいかなという感想です。

事務局：今年度は電子申請がだいぶ増えてきて、市がやる講座は半分近くまで来ているのかなという印象です。苦情みたいなご意見はセンターには来ていません。

E委員：自分の関わったもので「お問い合わせ」という番号があり、そこに電話をすると対応してもらえました。「申込」ではなく「お問い合わせ」と掲載してそこまで件数はなかったですが電話がかかってくると対応していました。

副委員長：難しい場合はお電話でお問い合わせくださいみたいなメッセージがあるといいですね。

委員長：そのほかに何か、お気づきの点がありますか。4ページの応募方法で○が3つあって、2つ目の募集期間のところ、16時生涯学習コーナー必着と書いてあるのですが、生涯学習コーナーとは生涯学習情報コーナーのことですか、

事務局：生涯学習情報コーナーです。

委員長：学習館でも受付するのですか。

事務局：学習館では、この時期なら講座を開催できますということや部屋の使い方などを相談してもらえればと思います。受付に関しては、今までは学習館でもやっていたのですが、今回はアイム

1階の生涯学習情報コーナーだけにしたいと思っています。本来なら団体に対し補助金を出すときには審査が必要なのですが、今はよほど問題がない限り審査はしていません。審査をやっていくべきと考えていますが、まず今回は生涯学習情報コーナーで受付とします。受付までは生涯学習情報コーナーでやりますが実施運営に関しては今まで同様に地域学習館でおこないます。

委員長：そうなるとその下の「相談受付時間」というのは誤解を招くかもしれないですね。

事務局：相談には1時間程度かかるので、このようにしてあります。

委員長：地域学習館は相談のみ。生涯学習情報コーナーは相談も受付もしますということですね。

事務局：はい、ここはわかりやすく記載を変えます。

G委員：講座の1回、3回という言葉が、1講座あたり何回、たとえば2ページ「1講座あたりの回数：上限3回」としてありますけど、その上のほうの応募できる団体では「応募は4回まで」としてあり、5ページの事業補助のところ「講義等1回につき10,000円」、その下は「1団体につき事業補助は通算3回までとします」とあり、この「回」がすごく紛らわしく感じられる。どう表現したらいいかはわかりませんが。

事務局：少しわかりにくいので、誤解がないように記載を変えていきたいと思います。

B委員：予算の上限との関係はどうなのですか。

事務局：4ページの「事業の決定」に「日程や会場、補助金については、実施回数の少ない団体を優先して調整します。」とありますように、実施回数の少ない団体の提案を優先します。条件が同じ団体が複数来た場合は予算に応じて案分になると思います。

E委員：この制度を知っている人が、企画を出したらすぐに一杯になると思っています。本来はもっと多くなるはずなのですが、以外と多くなりません。

委員長：昔から7不思議の一つ。応募がたくさんあるはずなのだけど不思議です。

委員長：10・11ページの記入例についても企画運営委員会で記入例があったほうが良いということで、事務局で作ってもらったことがありました。それまでは記入例もなかったです。

E委員：ハードルとしては、1年先のことをやらなくてはいけないというのがありますね。

委員長：そういう意味か8ページの一番下のところに「団体企画型講座の公募は、令和8年度以降の実施について、実施有無を含め公募方法等は未定です。」とありますね。

委員長：2ページ目の講座要件の③で「団体・講師と意見が異なる他者を攻撃する内容を含むものでないこと。」とありますが、「攻撃なんて私はしていませんよ」と応募者の方はおっしゃるのだろうなど、もう少し広い言葉のほうが良いと思いました。批判とかね。

H委員：どこから持ってきたものか、これが一般的な表現なのかということを確認できればと思います。

事務局：こちらで考えたものです。

副委員長：他者の意見を否定する内容を含むということではないのですか。

委員長：④で営利活動とありますが、営利活動と非営利活動の違いはなかなか難しいですね。「実費に近い金額でお分けしています。目的が営利ではありません」と言われる団体が結構います。非営利活動でも販売活動はできるので、なかなかこれも難しいですね。

E委員：営利活動というのは、その後名簿を使うということですか。

委員長：ここで書いてあるのはそうですよね。言葉をどこで切るかもあります。「営利活動や、受講者の連絡先」にするのはどうでしょう。

事務局：そこは明確にします。お金についてですが、5ページにあるように1人1回500円が限度ですが実費の徴収は認めています。それは受講料と別です。また、その講座に関する書籍は申請してもらえば販売は可能です。

副委員長：講演会などで講師の著作物の書籍を紹介しても、それを販売してはいけないということですね。

事務局：こういう本を出していますという紹介はできます。

委員長：営利活動とはこういうことだというノウハウがたまっていければよろしいかと思います。

事務局：具体例を別に用意しておくともよいかもしいですね。

副委員長：センターサイドで内規があると思いますが、今出てきたような話があると思いますので、次の活動に参加してもらい呼びかけをする。記入例の「参加者への学習支援」にもありましたが自分達のサークル活動に参加を呼びかけする、チラシを配る、そこが営利なのかどうか。

事務局：お客様でなく、自分達の仲間の募集を想定しているはずです。

E委員：包括で地域ケアマネ会議がありますが、業者がすごく来てワークショップでも積極的に発言しています。介護用品の情報は貴重ですが。地元の方が発言できないのは少しまずいかなと。最近はいくつか収まってきていると思っています。

委員長：小地域ケア会議というものを市内で6カ所やっていますが、本当はプロの人が集まる会議でした。地域資源情報を交換する場なので、業者さんも地域資源としての参加です。我々アマチュアのボランティア市民にも地域資源だという位置づけで最近はいくつかを開放しています。上砂包括はそこを幅広く捉えていて市民ボランティアが多くいて、ほかの地区だとまだ市民ボランティアが民生委員だけというエリアもあったり、「ちょこっとボランティア」に登録している人はいいですよという感じです。事業者が営業活動をやっている状況もあるのかと認識を新たにしましたが、そこは節度を持ってやっていかなければいけないですよ。ヨガ教室の地域貢献活動ですというので、無料で開いたことがあります。体験してもらって楽しかったとみんな思うわけで、つまり、ヨガ教室の1日お試し体験教室と何ら変わらないです。それを公的な広報で集めることがいいのだろうかという話がありました。

副委員長：提案書に営利活動や宗教活動でないというチェックボックスを作って、チェックを入れてもらうのも一つの手かなと思います。

委員長：今日みなさんから頂いたご意見について検討していただければと思います。

事務局：電子申請のところは、方向としてはそれに向かっていくということで、細部を変えていきたいと思っています。

事務局：この募集は市報12/25号に掲載して1月7日から受付と考えておりますが、修正等に時間がかかると後ろ倒しになる可能性はあるということで、ご理解いただければと思います。

委員長：では、議事の6番その他に入ります。

6 その他

(1) 第7次生涯学習推進計画 生涯学習施策体系(案)について

事務局：今現在は第6次生涯学習推進計画の期間中で令和6年度で終了になります。令和7年度から第7次生涯学習推進計画となり生涯学習推進審議会にて検討しています。前回の審議会では、体系(案)をまとめていて、お配りした資料の左側が第6次計画のもので、右側が第7次生涯学習推進計画のものになります。第7次では大きな項目を「生涯学習社会の実現～市民の共学・協

働が育むまちづくり～」と変更しようとしています。共通して取り組む項目に「デジタル化の推進による学びの裾野の拡大」を入れていこうとしています。施策目標に4つの項目を上げていて「Ⅰいつでも、だれでも学べる身近な学習環境の整備」、「Ⅱ学びの裾野を広げる学習情報・学習施設の活用」、「Ⅲ立川のまちを知り、育てる学びの推進（つながりづくり・地域づくりの学びの推進）」、「Ⅳ社会教育人材の育成とネットワーク」となっています。施策の方向は、「地域課題の共有化と解決に向けた学びの促進」「学社一体の推進」「地域人材・団体・組織の育成と支援」「職員の専門的力量形成」など、追加や具体化の取組は記載のとおりで「地域学校協働本部事業の推進」「地域学習館と学校の連携」「社会教育人材・団体・組織との協働」、「地域の担い手の育成とのネットワーク」、「職員のコーディネート能力の計画的な育成・向上・研修体制の強化」などを入れていきます。大きな柱としてまとめたものなので、企画運営委員会からご意見があれば出していただきたいです。

委員長：この計画を作るにあたり、当初は生涯学習推進審議会と企画運営委員会とでやり取りしながらこの計画を作っていくましようという事で、会議の回数を増やしました。実は想定外のことがあって生涯学習推進審議会でも長期的に検討が出来なくなり、その後すぐに市の方針で予定通り完成させるためにどんどん進めないといけない状況になってきて、意見があまり出せない状況です。今やっているのは、市民交流大学事業方針では2ページ目にある体系の左から2つ目「具体化の取組」のところで、そこにぶら下がる部分はこれからになります。ぶら下がる部分で言ってもらった方が良いのかと思いますが、大きな部分でも何か意見があれば出して頂きたいです。

副委員長：生涯学習推進審議会でも、7・8月と他の事案で計画の作成が出来なくて遅れているということですか。

委員長：そうですね。そもそも交流大学の事業方針を4か年で作ったのは、生涯学習推進計画があるのだからそれと違うものを作っても仕方がないということで、融合して作ってきました。市民交流大学独自の事業方針を作らなくても、生涯学習推進計画に基づいて臨機応変にやっていけば良いとの考えです。生涯学習推進計画がいかにか大事かを認識してもらいたいと思います。詳細なものを作るとしますので、我々が事業方針を作らなくて良いと思っています。本日持ち帰って気になるころがあれば、事務局に連絡していただきたいです。

副委員長：資料の「Ⅳ社会教育人材の育成とネットワーク」のところで、体系（案）の中でなぜ「社会教育」という用語にしたのかが、若干引掛かかります。「社会教育」という言葉は、社会教育法に基づいて使っていて学校教育外の場を指していて、市民交流大学は、市民が学習支援していることが大事だと思うので、「社会教育・生涯学習」としてもらいたいと思います。こういう意見が出た事を生涯審に伝えてもらいたいと思います。「教育」と「学習」は、分けて考えてもらいたいと思います。「生涯学習」は時間軸、「社会教育」はどちらかという場・空間という考え方です。「生涯学習」は学習をサポートしていくという立場が重要なはずで

事務局：まだ正式に決まったことではないので、頂戴したご意見を来週に生涯学習推進審議会がありますので、そこで伝えたいと思います。

E委員：企画運営委員会は、市民交流大学のことだけですね。

委員長：おっしゃる通りです。第7次の体系（案）のなかには市民交流大学とは関係ないものも入っています。

事務局：共通して取り組む重点項目の2つ目に、「たちかわ市民交流大学とともにつくる共学・協働のまなびの推進」があります。ここは大きな骨子でもありますので、一緒に考えていただきたいと思います。

委員長：「施設の維持管理」、「文化財の保護と活用」などは関係ないと思うかもしれませんが、何らかの関係で市民交流大学としても関わりがあるかもしれないと思います。

E委員：立地のことで、福祉のにこにこサロンなどは不便なところにあり、高齢者は行きにくいですね。

委員長：福祉施設と社会教育関係施設との違いのお話をしているのですね。

E委員：武蔵野市や三鷹市などは、駅前立地の良いところにあります。

委員長：武蔵野や三鷹は、もともと公民館がなくてコミュニティーセンターがあるからだと思います。立地の良いところということですね。

事務局：アンケートでも、公共施設を利用するのに不便だというのがありました。特にバスの不便な点が出ていました。

(2) 次回の会議日程等について

事務局：次回は、12月17日（火）18時から市役所302会議室になります。

G委員：次回は、男女平等参画課の審議会と重なっていて欠席いたします。

以 上